

一般財団法人篠原欣子記念財団

令和2年度 奨学生募集要項〔一般奨学金第1回〕

1. 応募資格

- (1) 社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）（*注1）または幼稚園教諭免許状の取得が可能となる関東地方および山梨県、長野県、静岡県に所在の大学、短期大学、専門学校（専修学校／専門課程）の学部・学科等（*注2）に在籍する1年生。ただし、4年制大学の場合は、3年生も可能とする。（在籍校で留年をしている場合、応募資格はありません）
- (2) 応募時点で、上記（1）の資格または免許状を活かして、将来福祉施設または幼児教育施設等での就業を志望している者。（*注3）
- (3) 品行方正で、態度・行動・発言に社会的良識のある者。
- (4) 心身ともに、修学に支障がない健康状態であると認められる者。
- (5) 当財団が要請するレポート等を提出することができる者。
- (6) 外国籍の場合、永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有する者。

（*注1）公認心理師資格は対象外です。

（*注2）大学・短期大学の専攻科、専修学校の専攻科または研究科、大学院の研究科（修士課程、博士課程、専門職学位課程）は、本奨学金の対象とはしておりません。また、通信教育も対象外といたします。ただし、短期大学卒業後に4年制大学卒業に相当する学士の学位を得る事ができる修業年限2年の認定専攻科の1年生は可能とします。

【介護福祉士資格】指定養成施設であること。

【社会福祉士資格・精神保健福祉士資格】国家試験指定科目を履修すること。（4年制の大学の場合は卒業と同時に受験資格が得られる、3年制または2年制の短期大学・専門学校の場合は相談援助実務を経て受験資格を得られることが前提）

（*注3）保育士資格または幼稚園教諭免許状と同時に小学校教諭免許状の取得が可能な学部・学科等の場合で、応募時点で小学校教諭の就業のみを志望している場合は対象外となります。

※本募集では「家計基準」による制限を設定していませんが、世帯収入・所得は、審査項目の1つとなります。

※他団体の奨学金制度受給者であっても応募は可能です。ただし、当財団の「一般奨学金」と「期間限定奨学金」の両方に応募することはできません。（どちらか1つを選択して応募してください）

※年齢制限はございません。

2. 募集期間：令和2年4月6日(月) ～ 令和2年5月22日(金)

3. 募集人数：40名


4.応募方法：直接応募制

※なお、お送りいただいた書類は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。

また、応募書類、添付書類は返却いたしません。

5.応募手続き ※下記（１）および（２）の両方の手続きが必要です。

（１）【データ入力・送信】

①	奨学金給付願書	<p>・以下のQRコードまたはURLアドレスより入力・送信してください。</p> <p>※ データ送信後に登録メールアドレス宛に完了通知を送ります。</p>  <p>※ 迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は（@qooker.jp）のドメインを受信できるように事前に設定をしてください。</p> <p>※ 完了通知にはURLが添付されています。URLリンク付きメール拒否設定をしている場合は、解除してください。</p> <p>https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/r201springippangansy/bosyu/</p> <p>※入力締切日：令和2年5月22日（金）まで</p>
---	---------	---

（２）【応募書類送付】 下記の書類を送付してください。（※書類は日本語で書かれているものに限る）

①	奨学金給付願書を印刷したもの（A4・タテ）	・上記（１）のデータ入力・送信後、登録メールアドレス宛てに届く「完了通知」に添付されたURLをクリックして、「 奨学金給付願書 」を印刷してください。
②	写真 1 枚	<p>・写真様式：カラー写真／縦4.5×横3.5cm／上半身正面／応募前 3 カ月以内／スナップ不可／裏面に氏名記入</p> <p>・印刷した「奨学金給付願書」の 1 枚目の右上に貼付してください。</p>
③	奨学金申請理由書	<p>・市販原稿用紙(400文字)利用／ 1 枚以上～最大 4 枚／学校名・氏名明記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 将来就きたい職業とその理由 2. 奨学金を必要とする理由 3. これまで頑張ってきた事（自己PR） <p>上記3点を必ず記入のこと／応募者本人の手書きによる／日本語に限る</p>
④	在学証明書	・原本／応募前 3 カ月以内発行のもの
⑤	調査書 または成績証明書	<p>・1 年生：「調査書」（高校発行のもの・成績証明書は不可）</p> <p>・3 年生：「成績証明書」（在籍校発行のもの・2 年次終了まで記載のもの）</p> <p>※いずれの場合も原本／応募前 3 カ月以内発行のもの</p> <p>※ 1 年生で最終学歴が高校ではない場合は、最終学校の成績証明書</p>
⑥	住民票	<p>・原本／応募前 3 カ月以内／世帯全員の記載のあるもの／世帯主および続柄の省略不可／マイナンバーの記載のないもの</p> <p>・家計支持者と別居の場合は、家計支持者の世帯分（全員記載）も必要</p> <p>・外国籍の方の場合、「国籍・地域」「在留資格」「30条の45区分」「在留期間等」「在留期間満了の日」の記載のあるもの（省略不可）</p>

※応募書類締切日：令和2年5月22日（金）必着

【補足】

※応募書類審査を通過した場合、課税に関する公的な証明書の原本を提出していただきます。

(市区町村発行の課税証明書等／世帯収入・所得に関する審査のため)

※応募書類に不備がある場合、審査ができかねますのでご注意ください。

6. 応募書類送付先

〒163-1506 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー6F

一般財団法人 篠原欣子記念財団 事務局 TEL03-6911-3600

※書類到着有無のお問い合わせには対応していません。

(到着確認をされたい場合は、郵便追跡サービス等をご利用ください)

7. 奨学生選考手順

(1) 選考方法および奨学生候補者の内定

応募書類審査、面接（グループディスカッション・グループワーク形式）により選考を行い、奨学生候補者を内定します。

※応募書類審査の結果は、6月1日（月）までに応募者全員へEメールにて通知いたします。

(2) 面接試験の日程・場所

日程：6月14日（日）、6月21日（日）のいずれか1日 所要時間は1時間45分程度

場所：新宿（当法人事務所）

※この期間に参加できない場合は選考が出来ません。予めご了承ください。

(3) 選考結果の通知

選考の結果は、文書（郵送）にて通知します。(7月8日(水)までに文書発送予定)

※選考の経過および内定可否については、公表をいたしません。

(4) 奨学生の認定

奨学生候補者として内定した場合、「誓約書・同意書」他必要書類の提出ならびに「**認定式**」の出席をもって、当財団法人の奨学生として正式に認定し、奨学金の給付を開始いたします。

認定式日時：7月19日（日）・11：30～14：00・新宿京王プラザホテルにて開催予定

8. 奨学金給付について

(1) 奨学金給付額

■月 額： 3万円

※原則として、2ヵ月分（当月分と翌月分）をまとめて偶数月の月末に直接本人名義の口座に送金して給付します。

(2) 奨学金給付対象期間および給付開始時期

- 給付対象期間：令和2年4月～令和4年3月迄（2年間）
- 給付開始時期：令和2年7月31日（金） ※令和2年4月～令和2年7月の4カ月分をまとめて給付します。以降、上記（1）の通りに給付をいたします。

(3) 奨学金の返還

給付型のため、返還の必要はありません。

(4) 補足

【優待生、特待生制度有】

・前年度の活動状況（成績、レポート、その他の活動）をもとに、次年度1年間認定します。

- ◆ 優待生：月額4万5千円
- ◆ 特待生：月額6万円

<例>（奨学金最大給付例：4年制大学／毎年特待生に選定された場合）

1年目	奨学金	年額36万円	
2年目	特待生奨学金	年額72万円	
3年目	特待生奨学金	年額72万円	
4年目	特待生奨学金	年額72万円	4年間で最大252万円給付

【継続申請について】（※継続申請が必要／審査あり／継続を確約するものではありません）

・奨学金給付対象期間終了後、3年制の短大・専門学校または4年制の大学の場合、継続申請および審査を経て継続することは可能です。（対象者全員へ給付対象期間終了後に通知をします）

9.その他

- ※選考の結果、内定基準を満たす方が1つの大学・学校で複数名となった場合、内定者は最大5名までとします。
- ※選考の結果、内定基準を満たす方が1つの世帯で複数名となった場合、内定者は1世帯につき1名までとします。
- ※奨学生が学業を終了した際の進路または就職先に関する制約はございません。（本人の自由）
- ※Eメールまたは電話で連絡をする場合がございます。迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、次のドメイン（@ysmf.or.jp）を受信可能にしてください。また、電話（03-6911-3600）の受電ができるように携帯端末等の設定をしてください。

※連絡がつかない場合は、選考手続きを進める事ができなくなりますので、ご注意ください。

10.お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

- TEL：03-6911-3600（平日9:00～17:00）
- FAX：03-3346-2600
- ホームページ：「お問い合わせ」ページより入力（<https://www.ysmf.or.jp/contact>）

以上